

RITA 大川藩境 宿泊約款

第1条(適用範囲)

1 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条(宿泊契約の申込み)

1 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。(1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着予定時刻 (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。) (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

1 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

1 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。(2) 満室により客室の余裕がないとき。(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。(6) 宿泊しようとする者が、旅館業法その他の法令に基づき宿泊をお断りすることが認められる場合(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1 宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊施設が特約に応じた場合にあっては、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当宿泊施設の契約解除権)

1 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力 ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。(4) 宿泊客が法令に基づく感染症対策その他公衆衛生上必要な措置に協力いただけないとき(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。(6) 天災等

不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。(8) 当宿泊施設の定める利用規則に違反し、施設の安全管理又は近隣環境に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(宿泊の登録)

1 宿泊客は、宿泊日当日、次の事項を登録していただきます。(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所その他法令に基づき必要な事項 (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号(コピー)、入国地及び入国年月日 (3) 出発日及び出発予定時刻 (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(客室の使用時間)

1 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。(1) 超過1時間につき、一室3,000円(税抜)

第10条(利用規則の遵守)

1 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて当宿泊施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条(営業時間)

1 当宿泊施設のフロント営業時間は9:00～18:00、チェックイン対応時間は15:00～18:00とします。なお、18:00を過ぎる到着となる場合は事前にご連絡ください。

2 門限は設けません。ただし、フロント棟は営業時間外施錠いたします。なお、客室とフロント棟は徒歩3～5分程度離れております。

3 前各項の営業時間等は、やむを得ない事由により変更する場合があります。この場合、当宿泊施設は適当な方法により宿泊客へお知らせいたします。

第12条(料金の支払い)

- 1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿泊施設が請求した時、フロント等において行っていただきます。
- 3 当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条(当宿泊施設の責任)

- 1 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 1 当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条(寄託物等の取扱い)

- 1 当宿泊施設では、現金、貴重品その他高価品のお預かりは行っておりません。これらの物品については、宿泊客ご自身の責任において管理していただくものとします。
- 2 宿泊客が当宿泊施設内に持ち込まれた物品について、滅失、毀損その他の損害が生じた場合、当宿泊施設に故意又は過失があるときを除き、その責任を負わないものとします。

第16条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 1 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が承諾したときに限り保管するものとします。
- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設内に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は当該所有者に連絡し、その指示を

求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管した後、最寄りの警察署へ届けるものとします。

3 前各項の保管について、当宿泊施設は故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。

第17条(駐車責任)

1 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

2 当宿泊施設は、当宿泊施設が管理していない駐車場内における車両、その他付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

第18条(宿泊客の責任) 1 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

項 目		内 訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	宿泊料(室料+朝食等の飲食料)
	追加料金	追加飲食(宿泊料金に含まれるものを除く)
	税金	消費税、宿泊税(地方自治体が定める額)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	3日前から2日前	5日前から4日前	7日前から6日前
基本宿泊料に対する違約金の比率	100%	100%	80%	50%	30%	10%

※プロモーションプラン等の特別プランに関しては、別途定めた条件に従い、違約金の比率が異なる場合があります。